

## 保 育 園 の 概 要

名 称	社会福祉法人福島福祉施設協会 福島ふたば保育園
所在地	福島市大森字館ノ内 69番地の1
Tel	024-545-4404
Fax	024-546-9780
携帯電話	090-2796-7547
e-mail	h-futaba@docomo.ne.jp
経営主体	社会福祉法人福島福祉施設協会
事務局	福島市仁井田字龍神前2番地の1
Tel	024-545-3221
Fax	024-546-5158
定 員	90名
クラス編成	つくし組0～1歳児 さくら組1歳児 たんぽぽ組2歳児 ひまわり組3～4歳児 ゆり組4～5歳児
職 員	園長 主任保育士 副主任保育士 保育士（パートを含む） 栄養士 調理員 調理員兼用務員
嘱託医	医療法人 かさい小児科クリニック 笠井 肇先生 大森たぐち歯科クリニック 田口 圭介先生
開所時間	月曜日～土曜日 7:00～19:00
保育時間	保育標準時間 1日最大11時間 (7:00～18:00) 保育短時間 1日最大8時間 (8:30～16:30)
延長保育	保育標準時間認定児童 18:00～19:00 保育短時間認定児童 8:30前、16:30後、18:00後
休 日	日曜日 祝祭日 年末年始 12月29日～1月3日
実施保育事業	乳児保育（産休明け～） 延長保育 障がい児保育 一時預かり

## 沿 革

昭和26年（1951年）4月1日、真浄院敷地内（清明町6-17）の元児童相談所の建物を譲り受け、保育園を設立。初代園長は誉田太郎氏。定員70名で事業開始。その年の6月に認可を受ける。昭和28年には定員を60名に変更。

昭和52年11月、建物老朽化のため、大森館ノ内69-1に移転新築工事着工。

昭和53年3月31日竣工し、定員90名で4月1日より事業を開始し、現在に至る。

## 保 育 の 理 念

社会福祉法人福島福祉施設協会の運営する保育所(園)は、児童福祉法に基づき「保育を必要とする」乳幼児の保育を行う施設です。

福島福祉施設協会保育所会は、

子どもの最善の利益のため、その人権を尊重し、

保護者と地域と共に、

豊かな人間性と生きる力を育みます。

## 保育の方針

- 1、「新保育所保育指針」に則り、子どもの人権を尊重し、その最善の利益のために保育する。
- 2、笑顔のあふれる温かい雰囲気の中で、子どもたち一人ひとりに寄り添い、心身ともに健やかな成長を育む。
- 3、豊かな食を通して生命の大切さ、生きる力を培う。
- 4、保護者とのより良い協力関係を築きながら、共に保育を進める。
- 5、健康で安全な環境のもとで、養護と教育の一体的な提供を行う。
- 6、子育てサービス・情報を提供する中で、地域との関わりを大切に子育て支援を行う。

## めざす子ども像

○心も体も健康な子ども

○友だちとなかよく遊ぶ子ども

○やさしさと思いやりのある子ども

○何事にも意欲的に取り組む子ども



社会福祉法人 福島福祉施設協会 保育所会  
福島ふたば保育園 事業計画

1、運営方針

- (1) 子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保に努める。
- (2) 地域の保育ステーションとして、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援の役割を果たす。
- (3) 多様な保育ニーズに応え、保護者が安心して預けられるよう、質の高い保育を行う。  
〈産休明け（満56日）からの乳児保育、延長保育（午前7時から午後7時）一時預かり、障がい児保育〉
- (4) 研修に取り組み専門性の向上を目指す。
- (5) 養成校（保育士・栄養士・看護師）及び小・中・高校生等からの実習や体験・訪問を受け入れることにより保育園の機能と役割を知らせ、人材育成に繋げる。
- (6) 保育園の情報を提供・公開することにより地域社会や子どもの学びの連続性に配慮し、幼・保・小・中との交流や連携に努める。
- (7) 養護と教育の一体的な保育に努める。
- (8) 子育て支援の充実を図るため、SNSを活用し地域還元プロジェクト（みんなで子育て等）を展開していく。

2、保育指針

- (1) 保育理念に則り、全体的な計画のもと保育を進める。
- (2) 適切な環境の中で子どもが安定した生活を送り、人格形成の基礎を培うことができるよう努める。
- (3) 常に保護者との共通理解のもと、家庭保育と集団保育との相互関係を大切にしながら保育を進める。
- (4) 食事や食に関する保育活動を通して、望ましい食生活や栄養摂取について知らせ、健全な心と体を育てる。
- (5) 子ども達の心身の発達を阻害する事象を見逃さず、適切に対応する。
- (6) 小学校へのアプローチプログラムの一環として、就学児の交流会を実施し、心の育みを目指す。
- (7) 福島市特色ある幼児教育・保育プロジェクトを通して6施設で交流を図り、食についての興味・関心を深める。

3、食事方針

- (1) 多種類の食品を使い、バランスよく組み合わせた献立を作る。
- (2) 食材については、地産地消を中心に新鮮かつ旬の物を購入する。
- (3) 既製品は極力使用せず、原材料を始めから調理する。
- (4) 味付けには化学調味料を使用せず、薄味にして味覚を発達させる。
- (5) 年1回の嗜好調査を実施し、家庭と共に望ましい食習慣について考え実践していく。
- (6) 出来立ての主食や副食を提供することにより、子どもの食への意欲を高め食育の促進を目指す。

- (7) アレルギー児の対応など、個々の健康状態に応じた食事を提供する。
- (8) 食べ物による窒息事故を防ぐために、子どもの食べる機能の発達に合った食材、調理法を工夫し、安全に提供する。

#### 4、健康管理

- (1) 身体測定、内科健診、歯科検診、乳児検診、尿検査（3歳児以上、年1回）を実施する。
- (2) 食事前・帰園後などのこまめな手指消毒、手洗いうがいを徹底する。
- (3) 玩具等の子どもの使用するものや人の手が触れる部分の消毒を徹底する。
- (4) 定期的な換気による部屋の空気の入替えと室温・湿度を保てるように工夫し、健康管理に努める。

#### 5、安全管理

- (1) 危機管理・衛生管理・感染症マニュアルを全職員に周知徹底させ、地域との連携の中でその時に応じた安全管理に努める。
- (2) 子どもたちに分かりやすい防災・防犯の指導を行う。
- (3) 安全管理にかかわる研修に取り組み、その内容を全職員に周知し実践することにより子どもたちの安全を守る。
- (4) 0歳児のマット型センサー活用と目視確認で乳幼児の睡眠中の安全管理に努める。
- (5) 保育園に関わる全ての個人情報について、管理規定に沿って関係者の同意を得ながら慎重に取り扱う。
- (6) 保護者連絡を電話メールだけでなく、アプリ導入により災害時における連絡方法を確保する。

#### 6、保育の資の向上

- (1) 施設外の研修及び研究会に参加し、保育行政や動向に対して理解を深める。
- (2) 園内研修、オンライン研修、キャリアアップ研修等に取り組み専門性の向上に努める。
- (3) 人権擁護のためのセルフチェックリスト等を活用し、適宜保育の振り返りを行う。
- (4) 保育ソフトを活用して記録を整理し、事務の円滑化を図る。

#### 7、主な事業計画及び施設整備等計画

- ・ 定期・随時に施設設備等の保育環境の見直しを行い計画的に対応する。

項目	内容	場所または対象
つくし組床	子どもたちのより安全な環境整備のためコーティング工事	つくし組
ICTの導入	保護者への連絡など	保護者

## 《 各クラス年間目標 》

0 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人ひとりの生活リズムを大切に安全な環境の中で安心して過ごす。</li> <li>・優しく語りかけ、触れ合いを大切にしながら安定した信頼関係を築く。</li> </ul>
1 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡単な身の回りのことを自分でしてみようとする気持ちを持つ。</li> <li>・保育士や子ども同士の関わりを通じて発語を促し、会話を楽しむ。</li> </ul>
2 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士との安定した関わりの中で、基本的な生活習慣を身につけ自分でできる喜びを感じる。</li> <li>・保育士や友だちとのやりとりの中で、自分の気持ちを言葉で伝えようとする。</li> <li>・あそびや活動を通して、友だちとの関わりを広げていく。</li> </ul>
3 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活の流れの見通しをもち、身のまわりのことを自分でする。</li> <li>・あそびや経験を通して、いろいろなことに興味や関心をもつ。</li> <li>・友だちと触れ合いながら楽しんであそぶ。</li> </ul>
4 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活やあそびの決まりを守り、基本的な生活習慣が自分でできる。</li> <li>・生活に見通しをもち、あそびや生活を進めていく中で積極的に活動や行事に参加し、保育園生活を十分に楽しむ。</li> <li>・自分の思いを言葉で伝えたり、相手の話を聞き思いに気づいたりしながら、友だちと一緒に仲良くあそぶ。</li> </ul>
5 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園生活を楽しみながら、主体的に活動する。</li> <li>・友だちと協力し役割を決めたり話し合いながら、最後まで取り組み、達成感や充実感を味わう。</li> <li>・友だちや保育士の話をよく聞き、相手の思いを受け入れながら、自分の気持ちや考えを言葉で相手に伝える。</li> </ul>



## 保育園生活について

### <登降園について>

- 朝 9 時まで登園をお願いします。遅れる、お休みする場合は 9 時までにご連絡下さい。
- 保護者の方がお休みの日に保育を希望される場合は、連絡先を職員までお伝えください。
- 保育時間申込書の申し出以外の方がお迎えの場合は、事前にご連絡下さい。
- 駐車場からお子さんと一緒に手をつないで登降園しましょう。

### <延長保育について>

- 延長保育を利用される方は、要項別紙 1 をご覧ください。  
尚、利用される方は延長保育申請書を提出していただくようになります。

### <退園について>

- 退園する場合は、前月の 20 日までに書類提出が必要となります。

### <保育料について>

- 認可保育施設利用の手引きをご覧ください。

### <納入金について>

- 0・1・2 歳児の保育料は、口座引き落としになります。福島市が定めた額で当月分は、月末日に引き落としになります。
- 3 歳以上のお子さんの副食費（4,800 円）・主食費（1,000 円）、延長保育利用料、教材費または 0～2 歳児の延長保育料、教材費は翌月 14 日に請求書をお渡しします。  
振替は 25 日に口座より引き落としさせていただきます。ただし、口座振替に同意していただけない場合は、現金での納入となります。
- 現金納入は釣銭のないようにお願いいたします。預かる際は金額を確認させていただきます。

### <保険について>

- 「賠償責任保険」・・・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- 「独立行政法人日本スポーツ振興センター」・・・保護者負担があります。

### <その他>

- 利用対象児童（保育を必要とする事由）については別紙 2、保育の必要性の認定について、標準保育・短時間保育については別紙 3 をご覧ください。

#### <緊急連絡について>

- ・緊急連絡の際はメールにてお知らせいたします。
- ※入園しましたら、下記のアドレスまでクラスとお子さんの名前をメールで送信してください。  
毎月の避難訓練や緊急時の連絡を送信させていただきます。

e-mail アドレス      h-futaba@docomo.ne.jp

携帯電話              090-2796-7547

#### <健診・検査の実施について>

内科健診・・・4月、11月      (医療法人 かさい小児科クリニック)

乳児健診・・・4月、11月      (医療法人 かさい小児科クリニック)

歯科検診・・・6月              (大森たぐち歯科クリニック)

尿検査      ・尿は、潜血・たん白・ケトンを調べます。

(3歳児以上)      結果は、健康の記録に記入します。再検査が必要なお子さんには書面にて  
お知らせいたします。

- ・身体測定、内科健診、乳児健診、歯科検診、尿検査の結果は、健康の記録に記入しお知らせいたします。

#### <保育中のケガについて>

- ・保育中のけがについて受診が必要な場合は、電話にて発生状況と症状を報告させていただきます。かかりつけ医があればお伝えください。受診後、治療経過をご連絡いたします。

【外科】【内科】      福島セントラルクリニック      太平寺整形外科クリニック

【歯科】              嘱託医 大森たぐち歯科クリニック

【眼科】              さとう眼科              竹田眼科クリニック

【耳鼻咽喉科】      まるべりー耳鼻科      佐藤耳鼻咽喉科

#### <児童虐待について>

- ・「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、児童並びに保護者に対し、児童虐待防止の為の啓発や早期発見に努めます。
- ・「児童虐待の防止等に関する法律 第5条」学校、保育所や児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係ある団体や職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めます。
- ・「同 第6条」児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに児童福祉事務所に通告します。

#### <健康について>

- ・規則正しい生活は、早寝・早起きが基本です。
- ・朝食は、しっかり食べて、登園しましょう。
- ・洗顔や歯磨きなど身だしなみを整えて、登園しましょう。
- ・普段と様子が違う場合は早めに受診しましょう。

#### <フッ化物洗口の実施について>

- 4、5歳児は、昼食後に歯磨きをしてから洗口をしています。
- 実施については同意書を提出していただきます。

#### <服装について>

- 子どもが着脱するのに簡単なもので、汚れを気にせず思いっきり遊べるものにしましょう。フードや飾りヒモの付いた物は、ひっかかたり、飾りボタンやスパンコールのついた服は落下した際、誤飲に関わったりしますのでできるだけ避けて下さい。
- 薄着を心がけ気温の変化に応じて調節しやすい服装にしましょう。

#### <外靴について>

- 年間通して散歩や戸外活動ができるよう靴を履かせて下さい。
- 靴は自分で履きやすく足のサイズに合った靴にしましょう。
- 災害時、より安全に速やかに園庭から避難できるように登降園時用とは別に外靴の準備をお願いいたします。(ゆり組・ひまわり組・たんぽぽ組)

#### <上履きについて>

- ゆり・ひまわり組の上履きは、サイズに合った通気性の良いものを選びましょう。

### 家庭との連絡について

#### <連絡方法について>

- 保育士は時間差勤務をしており、担任と直接話すことができない時もあります。お子さんの体調の連絡や伝達事項がある等は、登園時、対応にあたった保育士にお伝えください。  
また、必要に応じて、連絡ノートにてお知らせください。
- つくし、さくら、たんぽぽ組・・・連絡ノート  
お子さんの家庭での様子、健康状態を記入し、毎日ご持参ください。  
保育園からは、その日の様子を記入し、お返しします。
- ひまわり、ゆり組・・・掲示板でお知らせします。  
帰宅後、お子さんの話を聞きましょう。
- 発行物  
毎月1日：保育園だより  
行事予定を記載しますので、予定を確認してください。  
毎月：クラスだより、きゅうしょくしつだより  
月末：給食の献立  
随時：保健だより、保護者会だより等を発行します。



## その他

- ・提出物などは、期限までの提出にご協力下さい。
- ・住所や勤務先、電話番号などに変更があった時には、速やかにご連絡下さい。
- ・保育園への苦情、困りごとなどのご相談は、職員にお伝えいただいたり、電話またはご意見箱に投函する等してお知らせください。

## 病気の時について

- ・熱がある時や体調の悪い時は、家庭で休養しましょう。
- ・園での発熱（38℃以上）や体調不良が見られた時には、状況を電話連絡いたします。お迎えに来ていただくようお願いする場合があります。
- ・緊急連絡票に記入された①から順に連絡させていただきます。
- ・原則として、お薬はお預かりいたしませんが必要な場合は、受診し処方されたお薬1回のみお預かりいたします。
- ・市販のお薬や解熱剤、以前に処方された薬などは、お預かりできません。
- ・保湿剤などの場合はその都度対応しますので担任までお声かけください。

《持参の仕方》 与薬依頼書の内容が確認できるよう折らずに入るジッパー付のビニール袋に入れて下さい。

- 入れる物 ・与薬依頼書 **別紙4**
- ・名前を書いた薬（分封された袋にも記名）
  - ・「お薬説明書」など処方された薬の説明書

- ◎ 登園した時に必ず、職員に手渡して下さい。  
与薬依頼書は7日間使用し、園にて保管させていただきます。

**与薬依頼書**      クラス名 \_\_\_\_\_

児童名 \_\_\_\_\_ 保護者名 \_\_\_\_\_

※ジッパーの袋に、与薬依頼書・必ず薬の説明書を入れて添付してください。  
薬の名称や袋には、必ずクラス名と児童名を記載してください。

病名(症状)	医療機関名	受診日	年 月 日
<b>薬の内容（該当するものに○印）</b> ・粉薬（ 包 ） ・水薬 ・その他（ ） ・塗り薬(患部 ) ・点眼（ 右 ・ 左 ・ 両方 ） 分間の間隔を開ける（ ）			
<b>薬の服用(使用)のタイミング及び方法</b> ・昼食前 ・昼食後 ・午睡後 ・午睡後 ・その他（ ）			
<b>薬の保管法</b> ・室温 ・冷暗所 ・その他（ ）			
薬服用期間 _____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日まで			
月 日			
預かり者			
与薬者			
与薬時間			
<small>※最終頁の記号を確認してサインを記入し、保育所へ提出お願いします。</small>			保護者のサイン

薬服用開始日は原則  
受診日になります。

塗薬の時は、綿棒か使い捨て手袋もジッパー付きの袋に入れてください。

### <感染症にかかった時>

- ・乳幼児期には、流行しやすい感染症が多い上に、感染症に対して抵抗力がないため、一人の子どもが発症するとたちまち広まってしまう危険性があります。  
そのため早期に発見し、集団から離れて治療する必要があります。また、病気の回復期にあっても、病原体を排出するものもあり、他の子に感染させてしまう可能性があります。  
その可能性のある期間は、病気の種類によって異なりますので、保育園の生活に戻るにあたっては福島市幼稚園・保育課よりの「登園のめやす」別紙5 をご覧ください。  
また、感染症等により登園する際は「医師の意見書」を提出していただく場合もありますので別紙6をご覧ください。
- 福島市幼稚園・保育課よりの「医師の意見書」について
- ・「1、医師の記入」の枠の感染症等の場合は、登園する際に医師のサインをお願いします。
  - ・「2、医師または保護者の記入」の枠の感染症等の場合は、病名をチェックし、「保護者記入欄」に保護者の方の記入とサインをお願いします。
- ※「与薬依頼書」と「医師の意見書」は、原本をコピーしてお使いください。

### <予防接種>

- ・子どもたちを感染症から守るために重篤な症状に至らないために適切な時期に受けましょう。
- ・体調の良い時にかかりつけ医と相談し、接種後は担任までお知らせください。

## 給食について

### <食育目標>

- ・おなかがすくりズムのもてる子ども
- ・食べたいもの、好きなものが増える子ども
- ・一緒に食べたい人がいる子ども
- ・食事づくり、準備にかかわる子ども
- ・食べ物に関することを話題にする子ども

### <給食の内容>

○全年齢児、完全給食です。

#### <3歳未満児>

- ・つくし組のお子さんの調乳と離乳食はお子さんの成長に合わせて進めます。
- ・3歳未満児は体がまだ小さいため、一度に食べられる量が少ないので、栄養を補う意味でも午前のおやつがあります。

#### <3歳以上児>

- ・3歳以上児は、成長するにつれて、まとまった量が食べられるようになりますので、午前のおやつはありません。

### ○給食、おやつの展示について

- 毎日の給食、3時のおやつ、離乳食は事務所前の展示ケースに展示しています。  
お帰りの際にご覧ください。幼児食の展示量はたんぼぼ組（2歳児1食分）を目安としています。

### ○食材について

- 新鮮な食材を使用できるよう発注しています。そのため入荷の状況により、献立や使用する食材が変更になる場合があります。ご了承ください。

### ○お腹の調子が悪い時は

- 下痢からの回復期などで自宅で消化の良い食事をしているお子さんで、登園していても通常メニューを食べることが難しい場合は登園時に担任まで口頭でお知らせください。申し出があった日は1日消化の良いメニューに変更します。

### ○給食の提供時間について

- 給食を提供できる時間（喫食時間）は、10:30～12:00です。通院などで登園が遅れる場合にはご注意ください。

### <1日の栄養摂取量>

	1～2歳児	3～5歳児
1日に必要な栄養	900～950 Kcal	1,250～1,300Kcal
たんぱく質	20g	25g
脂質	20～30g	20～30g
カルシウム	400～450mg	550～600mg
鉄	4.5mg	5.5mg

- 保育園で楽しく十分に遊び過ごせるよう、朝ごはんはしっかり食べてから登園しましょう。
- 保育園では1日の必要量のおおむね半分を摂取しています。詳しくは、毎月の献立表に記載されていますのでご覧ください。また、数値はあくまでも目安と考えてください。
- 離乳・幼児食献立表は前月末に配布します。
- 毎月「きゅうしょくしつだより」を発行しますので、ご覧ください。

### <食の安全について>

#### ○献立表をご覧くださいになり、食べたことがない食材がある場合はお知らせください。

保育園で初めて食べてアレルギー症状が出たり、体調不良を起こす場合があるため保育園では食べたことがない食材は提供できません。

保育園では保護者の方に記入していただく食材調べを確認して提供します。食べたことがない食材が多い場合は給食の提供が難しくなる場合もありますのでご協力をお願いいたします。

#### ○持ち帰りについて

保育園で提供する給食、おやつ（午前、午後、延長）は衛生面から全て持ち帰りは出来ませんので、ご理解をお願いいたします。

また、お菓子類など子どもたちへの食べ物のお土産はお受けできません。

#### ○誤嚥事故防止の取り組みについて

誤嚥の危険が高い食材は年齢に合わせ切り方など工夫しながら提供しています。

食材により小さく切ったり、食べ方に気を付けるよう知らせながら危険のないよう提供しています。

食育の面からも様々な食材を味わい、よく噛んで食べる経験が出来るよう促しながら子どもたちの発達に応じた食育を大切にしています。

#### ○特定給食施設等指導の実施

- ・健康増進法第 18 条および第 22 条並びに食品衛生法第 8 条の規定に基づき実施しています。定期的に福島市保健所の指導を受け、改善に努めています。

#### ○食品検査の実施

- ・納入業者には、自主検査の実施と報告を依頼しています。
- ・調理した物の保菌検査を業者に依頼し実施しています。



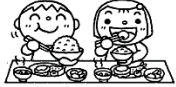

#### ○調理、調乳者の保菌検査の実施

調理従事職員とつくし組担当職員は、毎月実施します。冬季間は、ノロウイルスの検査も実施しています。

#### ○アレルギーに対応します

- ・全園児のアレルギー疾患について状況把握のために「アレルギー疾患に関する調査」を、毎年提出していただきます。別紙 7
- ・食物アレルギーがあるお子さんで、除去食が必要な場合は、可能な限り対応いたしますのでお申し出ください。必要書類を提出いただき、実施します。別紙 8・9  
また、集団の中での誤食を防ぐ観点から厚労省（保育所におけるアレルギー対応）ガイドラインに基づき原因食物を完全に除去しての提供となります。そのため、ご家庭で食べられている食品でも保育園では、除去・代替となる場合もありますので、ご理解、ご協力をお願いします。
- ・服用するお薬やエピペン使用が必要がある場合には、「アレルギー指示書」に記載があれば 1 回分を薬の期限内お預かりします。薬の期限をご確認の上、与薬依頼書（緊急時）に記入し、持参をお願い致します。
- ・食物アレルギーが解除になった場合は、受診した上で別紙 10 を提供していただき解除となります。

# 保育園の生活

時間	未 満 児 (つくし・さくら・たんぼぼ)	以 上 児 (ひまわり・ゆり)
7:00	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開 園</div>	
8:30	片付け 排泄 手洗い	片付け 排泄 手洗い
9:00	朝のあいさつ おやつ 保育計画に基づくあそび・活動	朝のお集まり 当番活動  保育計画に基づくあそび・活動
10:00		
	片付け 排泄 手洗い 離乳食	片付け 排泄 手洗い 昼食準備
11:00	昼 食 	昼 食 
12:00	お昼寝	お昼寝
14:30	目覚め 排泄 着替え 手洗い	目覚め 排泄 着替え 手洗い
15:00	おやつ	おやつ
15:30	帰りのあいさつ  自由遊び	帰りのお集まり  自由遊び
18:00	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">延長保育</div>	
19:00	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">閉 園</div>	

## 持ち物

	ゆり	ひまわり	たんぼぼ	さくら	つくし
リュック	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オムツ 10枚 (名前を記入)</li> <li>・食事用エプロン 3枚</li> <li>・おしぼりタオル 3枚 または、ウエットティッシュ</li> <li>・着替え上下 3~4組</li> <li>・袋…汚れ物入れ 1枚</li> <li>・ガーゼハンカチ 3~5枚 (授乳をする子)</li> <li>・おしりナップ 1袋</li> </ul>
上履き	○	○	○後に連絡		
上履き入れ	○	○	○後に連絡		
おしぼりタオル または ウエットティッシュ		2枚(3歳)	3枚	3枚	
汚れ物入れ	1枚	1枚	1枚	1枚	
着替え	○	○	○	○	
おしりナップ			○	○	
昼寝布団	○	○	○	○	
エプロン(食事用)			2枚	3枚	
コップ・巾着袋	○	○	○	○	
歯ブラシ(ケース)	○	○後に連絡			
パジャマ (バック又は巾着袋)	○	○	○後に連絡		



### 昼寝布団・用品 (全クラス)

- ・敷布団1枚
- ・カバーまたは外れないシーツを掛けて下さい
- ・バスタオル2枚
- ・頭のところに1枚敷き、体に1枚掛けて使用いたします
- ・掛け布団1枚
- ・季節に応じて使用しますので必要時に連絡をいたします
- ・毛布1枚
- ・洗濯ができる物
- ・ひざ掛けではない大きさのもの

- ・持ち物すべてに油性ペンで見やすいところに名前を記入して下さい。
- ・ズック・午睡用布団は、毎週末持ち帰り、洗濯し清潔にして週始めにお持ち下さい。
- ・汚れ物を入れる袋には、大きく名前を書いて下さい。
- ・リュックは、お子さんが使いやすい物を選び、壊れたりなくなったりすることもあるのでキーホルダーはつけないようにしましょう。
- ・コップ入れ巾着袋は、コップを出し入れしやすいものにしましょう。

## 苦情解決体制について

### ・苦情解決者

責任者	園長	齋藤 玲子
受付担当者	主任保育士	二階堂 敦子

- ・苦情解決に社会性や客観性を保持し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために、第三者委員を設置します。

第三者委員	矢吹 稔	024-546-2255
	大河内 恵	024-567-3526
	斎藤 幸子	024-545-3859

## 個人情報の取り扱いについて

保護者の皆様からお預かりした個人情報は、当園が責任を持って管理します。

ご本人の承諾がない限り、収集した個人情報を第三者に提供することはありません。

※ 個人情報使用同意書兼誓約書の提出をお願いいたします。別紙 1 1 ・保護者控え

※ 重要事項同意書の提出をお願いいたします。別紙 1 2 ・保護者控え

※ 同様に保育園利用案内に綴ってある用紙(保護者控え)にも記入をお願いいたします。

## 避難訓練の実施について

- ・火災、地震、川の氾濫、不審者を想定した訓練を実施しています。
- ・年 1 回福島市消防署信夫分署の立会いの訓練も実施しています。
- ・実施計画を掲示してありますのでご覧ください。
- ・令和 6 年度より火災等の災害の際、迅速かつ安全な避難が園庭から出来るよう、ゆり、ひまわり、たんぽぽ組のテラスに下駄箱を設置いたします。避難用の靴として、常時入れておく靴の準備をお願いいたします。



## 緊急避難場所について

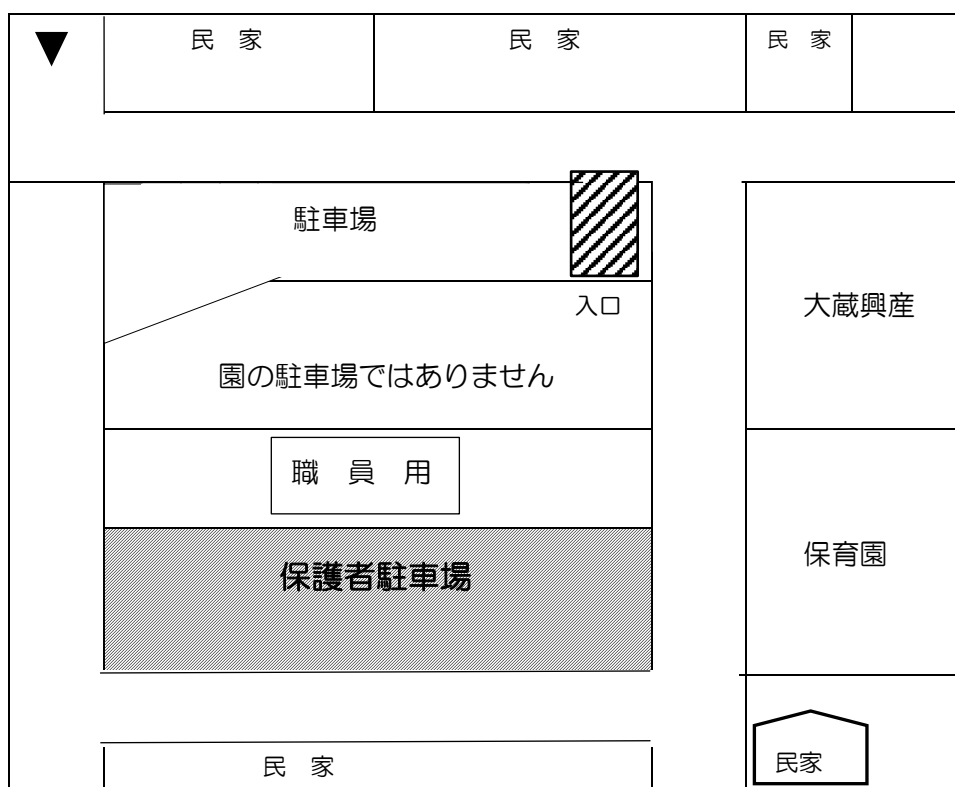
医療法人 回生堂 しのぶ病院 ( 福島市大森字高畑 31 番地の 1 )

## 園外保育時の緊急対応について


- ・散歩など園外保育時の緊急対応として、GPS 端末「ココセコム」を使用し SECOM と保育園で連携をとり防犯、安全確保に努めます。

送迎について

- ◎ 下記の図を参照に保護者駐車場に車を停めてください。
- ◎ 限られたスペースですので、以下のことを守っていただき、安全にご利用下さい。
  - ・車の乗り降り、道路横断の際は、必ず保護者の方と手をつないで送迎をして下さい。
  - ・お子さんが車に乗る際は、年齢に応じてチャイルドシートやジュニアシートに座り、安全な乗車をお願いします。
  - ・車を離れるときは、子どものいたずらによる危険防止や置き引きなどの防犯防止のためエンジンを切りましょう。



※▼のT字路では、必ず一旦停止し、方向指示機を出し、大通り（通称 大森街道）に出て下さい。十分に左右確認を行って下さい。

※  の場所は駐車禁止となっています。